

第97回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日時

令和5年3月23日（木）14時00分～15時00分

2 場所

防衛省D棟3階 第1庁議室

3 出席者

（委員） 太田会長、高木委員、能勢委員、山宮委員、諏訪委員
（防衛省） 鈴木サービス管理官

4 議事

（1）開会の辞

- 太田会長 只今より「第97回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。各委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

（2）第96回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 太田会長 それでは、本日の議題に入ります。議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。御手元の資料2「第96回自衛隊員倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしておりますが、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 太田会長 ありがとうございます。それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようですので、御承認につきましては、他の議題について議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

（3）違反事案に係る対応（令和4年度倫理月間）について

- 太田会長 議題の2番目は、「違反事案に係る対応（令和4年度倫理月間）」です。令和4年12月、航空自衛隊の隊員が倫理規定違反で処分された事案を踏まえ、令和4年度倫理月間で実施した取組について報告するものです。それでは、サービス管理官から御説明をお願いいたします。
- サービス管理官 それでは、資料3につきまして、御説明させていただきます。令和4年度倫理月間は、本年1月に1カ月間実施し、そこで行った取組を報告いたします。まず、

教育資料の中に違反事案の資料を作成し、全職員を対象に教育を実施しました。事例としては、利害関係のない部外協力団体からの金銭の贈与ということで、隊員有志で構成された私的な部活動の大会参加に際し、利害関係のない部外協力団体から支援金の申出を受け、当該部外協力団体の構成企業から支援金を受領し、社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益の供与を受け、事業者等からの支援金贈与に係る贈与等報告書を自衛隊員倫理法で定められている期限内に提出しなかったことにより、戒告処分になった事例として、教育資料を作成しました。あわせて、次のページですが、倫理月間におきましては、eラーニングを実施し、端末を通じてそれぞれのレベルに応じた設問に回答していく形で実施しました。

一般隊員及び行（一）5級、3佐以上用に関しては、一部内容を変えておりますが、違反事案を踏まえて設問を作成し、回答の中で解説をするという形になっております。回答としましては、支援金の申出は、「国家公務員たる自衛隊員という身分に着目することなく、本間のような私的な活動に対し、支援金を提供するということは、およそ社会通念上想定されないものであり、支援金を受け取ることは、部の活動経費として受益のある全てのサッカー部員が自衛隊員倫理規程第5条第1項に違反することになる。」ということの説明しております。

指定職用につきましては、部の構成員になることは考えにくいことから、上級者としてサッカー部を指導統制する立場を想定して設問を作成しました。ここでは司令という身分を出しておりますが、部には所属していないものの、部に対する支援金の申し出があったことを踏まえて、部外協力団体と調整をして、部員に受領することを指示するといった設問にしており、回答として、「司令は、サッカー部員ではないため、支援金の贈与について受益はなく、規程第5条第1項違反にはならないものの、自らの調整がサッカー部員の同項違反を招来したことは、指揮監督者としての職務を怠った、あるいは自衛隊員の信用を失墜させたとして自衛隊法違反になる。」ということを解説しております。

次のページをご覧ください。eラーニングは、防衛省と契約を締結している事業者等にも実施していただくため、ホームページに掲載しており、違反事案に関連する設問を入れております。

この設問は、事業者側から見た形でございますので、会員企業で出資し、支援金を提供しようという話があったケースとして作成しました。回答として、「国家公務員たる自衛隊員という身分に着目することなく、本間のような私的な活動に対し、支援金が提供されるということは、およそ社会通念上想定されないものであり、支援金を受け取った場合は、部活動の経費として受益のある全部員が自衛隊員倫理規程第5条第1項に違反になる。」ということを解説しております。

倫理月間に関する取組の報告は以上になります。

- 太田会長 ありがとうございます。それでは、本件について、御質問あるいは御意見がございましたらお願いいたします。

- 委員 隊員の有志で構成される私的なチームとありますが、公的なチームはあるのでしょうか。また、自衛隊の中に部活動というものがあると思うのですが、隊員の中では、私的又は公的であるという認識はあるのでしょうか。
- 服務管理官 ここで私的という言葉を用いた理由としましては、自衛隊の様々な活動の中で競技として体力練成を行う場面や自衛隊体育学校のように競技を専従して行っているようなものではないという意味で用いました。また、部活動については全て私的な活動に当たります。
- 委員 ありがとうございます。
- 太田会長 要するに本来業務に関わっていないので、私的という言葉を用いたということですね。
また、個人的に部外協力団体という表現は、一般事例として示す以上は仕方がないと思いますが、設問を読んだ隊員が自衛隊の協力会とは異なる団体として認識してしまう懸念があります。また、サッカー部という表現になると実際活動されているサッカー部の隊員もいますので、ここは運動部という表現でも良かったのではないかと思います。
何か御質問、御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、違反事案に係る対応については以上とします。

(4) 令和4年度第3四半期贈与等報告書について

- 太田会長 議題の3番目は、「令和4年度第3四半期の贈与等報告書」の審査でございます。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした令和4年度第3四半期の贈与等報告書について、当審査会が審査を行うものです。
それでは、服務管理官から御説明をお願いします。
- 服務管理官 それでは、資料4から御説明させていただきます。総件数は445件でございます。上の棒グラフをご覧くださいますと四半期ごとに今期を含めて、3回分の数が増えています。この数の増加につきましては、左下の黄色い部分の表をご覧くださいますとテレビ出演等に対する謝礼が今期で143件ありまして、報告件数のうちの32.1%を占めております。また、講演等に対する謝礼も前期と比較して倍近く増えておりまして、こうしたところが増加要因であり、ウクライナに関わるメディア出演が要因となります。それらの傾向は機関別にしても同様でございまして、テレビ出演等に対する謝礼は全て防衛研究所において計上されています。講演等に対する謝礼についても防衛研究所が一番多くなっております。資料4については、以上になります。

続いて資料5、資料6に基づきまして、個別の内容について御説明いたします。まず資料5の第1項目をご覧くださいますと今期は445件ありますが、そのうち利害関係がある相手方は17件ございます。こちらは製薬会社及び医療機器メーカーとの関係で、医官が講演を実施したものになります。基因別の概要でございますが、構成としましては、物品等の贈与は82件、供応接待等が25件、著述に対する謝礼が63件、印税が9件、監修等に対する謝礼が4件、講演等に対する謝礼が110件、TV出演等に対する謝礼が143件、新聞等へのコメントに対する謝礼が9件になります。

物品等の贈与でございますが、外国政府からの儀礼的贈り物が34件あり、中でも酒の贈与が一番多くなっております。また、大使館によりまして、お歳暮という件名で送られてきている報告も一部ございます。35番から46番は表敬時の儀礼的な贈り物ということで、隊員が事業者等を訪問した際や艦艇が入港した際の歓迎行事に伴う贈り物になります。47番は協力団体からの儀礼的な贈り物がございます。48番からは部隊への激励品になりまして、48番及び49番は派遣海賊対処行動航空隊を支援する部隊への激励品であり、50番から54番は派遣海賊対処行動航空隊に対する激励品になります。続いて55番からは災害派遣に対する激励品でございまして、55番は台風15号に係る災害派遣、大雪に対する災害派遣が56番と57番、鳥インフルエンザに係る災害派遣が58番から66番、新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場に対する激励品が67番から71番となっております。72番から82番がその他の贈与でございますが、72番から76番のだるまの贈与というものは非常によくあるものでございまして、様々な部隊へ送られたものになります。77番から81番は書籍の贈与ということで、こちらは稀にあるものでございます。82番は、弁当の差し入れになります。

続きまして83番から107番までは、供応接待となっております、主に在外公館との関係での会食が報告されております。

続いて著述に対する謝礼が108番からございまして、129番までは自衛隊関係の機関紙への著述になります。続いて130番から134番までは、財団法人及び社団法人が発行する月刊誌等への著述になります。それから135番から169番、そして277番は出版社が発行する月刊誌等への著述になります。

続いて170番から178番が印税になります。このうち174番が今期の贈与等報告書の最高額で、101万2千円となっております。こちらについては、新書でありまして一部当たりの印税も92円と突出して高額ではなく、この新書は出版会で賞を受賞しているものなので、部数が伸びたことから結果として額が大きなものになっています。

次は監修等に対する謝礼となっております、179番から182番までになります。このうち182番につきましては、補足資料を配布しておりますが「医療安全eラーニング教材の監修」となります。こちらは過去にも報告があり、一連のシリーズとして監修を依頼されているものでございまして、今期は作業時間として50時間かかり、43万7千687円の謝礼がありましたが、令和2年の第3四半期についてもほぼ同様のもの

があり、その前の令和元年第2四半期、平成30年第3四半期もほぼ同様のものがありました。なお、報告者の元職は、防衛医科大学校の准教授であり、在任中は研究業務を行っておりまして、2年間厚生労働省の研究事業へ分担研究員として参加していたことから、医療安全分野にかなり造詣が深い方として知られており、監修を依頼された経緯があります。作業内容についてはeラーニング教材の総合監修と実写資料作成時の医療監修をオンラインで実施しており、定期的に行われる監修者会議において専門的立場からコメントするということを繰り返し行っています。その他に動画撮影をして、それを検証していくという監修がありまして、撮影中は、その場で画面を注視し、カット1つ1つについて検証していくという作業になります。時間の構成としては、2時間の会議に10回参加し、20時間の監修作業を行ったほか、会議前の資料の読み込みにも同じくらいの時間をかけており、オンラインでの撮影中の現場監修に約7時間を要したため、合計50時間が監修作業として計上されているものになります。

続きまして183番から293番までの講演等に対する謝礼になります。183番からは黄色でハッチングしておりますが、利害関係があるものになります。こちらは冒頭で申し上げたとおり製薬会社及び医療機器メーカーとの関係で、医官が講演を実施したのになります。こちらは報酬の基準である1時間当たり2万円をすべて下回っております。

277番と278番について補足いたしますが、著述に対する謝礼と講演等に対する謝礼を1つにまとめております。こちらは講演として行った内容を記事としてまとめておりまして、それを合わせた形での報酬額となっております。

続いて294番から436番までがTV出演等に対する謝礼となります。こちらは冒頭で申し上げましたとおり、全て防衛研究所となっております。

続いて437番から445番までが新聞へのコメントに対する謝礼となります。

令和4年度第3四半期の贈与報告書については、以上でございます。

- 太田会長 ありがとうございます。
今回のように監修料についてまとめていただいた資料がありますと評価がしやすいですし、今後も知見として蓄積していただければと思います。
- 服務管理官 ありがとうございます。
- 太田会長 何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。
- 委員 外国政府からの儀礼的な贈り物ですが、国別でいうと昨年と変わっている部分はありますか。
- 服務管理官 どの国からどのような物が贈られてきているかを統計的にお示しできる資料を手元に持ち合わせておりませんが、お歳暮に関しては、過去必ずしもA国、

B国だけでなくC国、D国、E国から贈与を受けた実績がありまして、特定の国が特定の名目で必ず送ってきているというものではありません。

また今期は特にF国が多くなっておりますが、近い時期にF国との政策的な対話があったこと等が影響されていると推察できますし、様々なきっかけが生じて送られてきているものと認識しております。

- 委員 F国の件数が多いことに関して確認したいのですが、何かイベントがあり、それに対する謝礼という形で贈与を受けたという認識でよろしいでしょうか。
- 服務管理官 おっしゃるとおりです。
- 太田会長 それでは、他に御意見、御質問等がなければ、贈与報告書の審査は以上といたします。

(5) 議題の採択等について

- 太田会長 それでは、本日審議されました「第96回自衛隊員倫理審査会議事録」及び「令和4年度第3四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員に承認をいただきましたと思いますので、御手元の決裁用紙にサイン又は押印をお願いいたします。

(6) 閉会の辞

- 太田会長 それでは、皆様ありがとうございました。
次回の審査会につきましては6月下旬ということになります。
定例のスケジュールについては、委員の皆様の御都合を承りつつ、事務局から個別に連絡させていただきたいと思います。
以上で、本日より予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。
本日は、御審議いただき、誠にありがとうございました。